

平成 21 年 度

事 業 計 画

地 方 競 馬 全 国 協 会

平成 2 1 年 度 事 業 計 画

I 事業運営の基本的考え方

1. 地方競馬をめぐる情勢

最近の地方競馬については、ここ数年、売上げに回復の兆しが現れ、これまでの地方競馬主催者（以下、「主催者」）の事業の運営改善に向けた懸命な努力が実を結びつつあったが、昨年秋以降の世界的な大幅な景気の減退の影響を受け、他の公営競技ともども売上げの減少が顕著となり、主催者は以前にも増して厳しい経営を余儀なくされている。

一方、昨年1月の改正競馬法の施行に伴い、地方競馬全国協会（以下、「協会」）は地方共同法人として新たな一步を踏み出すとともに、「競馬の開催に関する調整及び助言」、「共同利用施設の設置」、「競馬の実施に関する事務の委託」等の新たな役割を担うこととなった。さらには、平成20年度より、これまでの地方競馬連携事業を拡充し、主催者単独事業を含めた地方競馬活性化事業の取組が始まったところである。

協会では、これらの新たな役割や取組を実のあるものにし、地方競馬の活性化を実現するため、主催者と一体となり、地方競馬活性化に向けた様々な取組を行ってきたところである。

2. 平成 2 1 年 度 の 目 指 す べ き 方 向

現在、地方競馬が直面している従前にも増して厳しい状況を十分認識し、この難局を乗り越えるため、すべての地方競馬関係者の英知を結集し、昨年度から進めてきた地方競馬活性化の取組を停滞させることなく、さらなる活性化に向けた一層の積極的な取組が求められている。

このため、協会は、

- (1) 平成20年3月に策定された「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」を実現するため、各主催者及び地域の実情を踏まえ、競馬開催日程や全国的な見地からのファンのニーズに即した番組編成の調整など地方競馬全体の活性化を従前にも増して積極的に推進
- (2) 競馬の開催に当たってはファンの信頼確保が不可欠であり、このために必要な競馬の公正確保を着実に行うとともに、競馬開催を円滑かつ効率的に行う体制を整備
- (3) 協会の重要な業務の一つである馬の改良増殖や畜産の振興、競走馬生産振興に資する支援については、一層の創意工夫を加えながら効率的に実施との方向で業務を進める。

(3) 平成 2 1 年 度 の 取 組

協会は、上記の目指すべき方向の下、地方競馬の活性化の取組をはじめ、主催者と一体となり、以下の取組を積極的に推進する。

- (1) 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援
- (2) 番組編成の体系化・統一化の推進
- (3) 競馬ファンに対する情報の提供の推進
- (4) 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施
- (5) 畜産振興事業に対する補助
- (6) 競走馬生産振興事業に対する補助
- (7) 国際会議への参加等

II 事業計画

競馬事業に関する重点的取組

協会は、地方競馬全体がおかれている厳しい状況を認識し、これを乗り越えるため、事業運営の基本的考え方の下、以下の重点的な取組を積極的に推進する。

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

(1) 全国的な視点での地方競馬の開催日程等に関する調整・助言

地方競馬活性化会議及び運営委員会を通じ、地方競馬主催者間における開催日程及び番組編成等競馬の開催に関して必要な調整又は助言を行う。また、地方競馬活性化会議において地方競馬の振興に係る諸施策の調整等を行う。

(2) 地方競馬主催者等の活性化事業への支援

主催者単独事業を含む競馬活性化事業補助金(補助率 1/2)については、前年度同額を確保し、強力に推進する。

(3) 共同 TZS の整備 (への支援)

地方競馬の活性化を相当程度進めるため、大規模なインフラ等の整備(補助率 4/5)として共同 TZS の整備を着実に推進する。(平成 22 年度までに構築し、平成 24 年度までに新システムへ移行)

(4) 地方競馬活性化を推進するための支援

① 地方競馬主催者に対する活性化事業とリースの併用制度の推進

地方競馬主催者の活性化の取組を加速させるため、地方競馬活性化事業の活用と併せ、(財)畜産近代化リース協会の行う地方競馬用施設貸付事業を活用する仕組みを推進する。

② 経営状態がひっ迫している地方競馬主催者に対する特利での短期貸付金の融通

経営状態がひっ迫している地方競馬主催者の活性化の取組を加速させるため、現行の短期貸付金制度に、当該主催者が経営再建工程表(仮称)を策定した場合の特利(0.3%)での貸し付けを追加する。

(5) 地方競馬主催者の経営改善の推進

地方競馬主催者の経営改善に資するため、競馬実施事務の受託など新たな業務や活性化に向けた取組を補完する方策を推進するための調査・啓発事業を行う。

2. 番組編成の体系化・統一化の推進

(1) ダート競走の体系化

① ダートグレード競走体系の充実

JBC競走を頂点とするダートグレード競走体系の充実を図るための各種検討・協議を行うとともに、JBC等の競走に対する支援を行う。

② ダービーウイークの実施

ジャパンダートダービーに向けた地方競馬の重賞体系を整備するため、ダービーウイークを設定し、全国6か所で実施する。

③ 未来優駿の実施

兵庫ジュニアグランプリ及び全日本2歳優駿に向けた地方競馬の重賞体系を整備するため、未来優駿を設定し、全国7か所で実施する。

(2) 地方競馬らしさを強調した競走の実施

① ワールドスーパージョッキーズトライアルの実施

ワールドスーパージョッキーズシリーズへの地方競馬騎手の選定を行うため、船橋競馬場及び園田競馬場で地方競馬トップジョッキーによる競走を実施する。

② レディーズジョッキーズシリーズの実施

女性騎手による華やかな戦いを競馬ファンへ提供するため、水沢、荒尾、高知の各競馬場で地方競馬及び中央競馬の女性騎手を一堂に集めた競走を実施する。

(3) 番組表記の統一等ファンに分かりやすいレース作りの推進

ファンに分かりやすいレース作りを推進するため、活性化会議等を通じ、番組の表記の統一等を積極的に検討する。

(4) 競走馬輸出入検疫施設の設置

競馬の国際化を踏まえた魅力ある競走番組の充実を図ることとし、地方競馬での国際競走等を円滑に実施するための輸出入検疫施設を地方競馬教養センターに設置する。

3. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

(1) ダート重賞競走等の共同広報

全国的な見地での体系化・格付けされたダートグレード競走等基幹競走を、さらにファンへ認知させるための情報提供を充実する。((財)全国競馬・畜産振興会との共同事業、3か年継続事業)

(2) 地方競馬情報番組の配信

年間を通じて地方競馬の魅力をアピールする情報番組(地方競馬ウイークリー(仮称))を制作するとともに、映像マルチプラットフォームを活用し、webサイト上で配信するとともに、CS放送やCATVへの配信拡大にも努める。

(3) 協会ホームページの利便性の向上

協会ホームページの利便性を向上させ、ユーザーのアクセスを容易にするため、コンテンツ等のリニューアルを行う。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

禁止薬物陽性馬の発生防止

禁止薬物陽性馬の続発を踏まえ、地方競馬の公正確保の徹底を図るための再発防止策を講ずる。

継続的かつ着実に進める取組

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 地方競馬主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う取組を支援する。
- (2) 地方競馬主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備に関する事業を行う。
- (3) 広域及びブロック内の場間場外発売の推進、インターネット投票の拡充を図るため、情報提供の充実に努める。

2. 番組編成の体系化・統一化の推進

魅力ある競馬を提供するため、騎手の流動化を促進する。

3. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

- (1) 地方競馬で行われるダートグレード競走の展望及び結果のほか、連載や特集コーナーを盛り込んだ「Web ハロン」の充実に努める。
- (2) 映像伝送ネットワーク及び映像マルチプラットフォームを活用し、全地方競馬場のレースライブ映像及びオンデマンド映像を協会ホームページ上で発信するとともに、映像配信サーバの機能を強化しアクセスの急増に対応する。
- (3) 地方競馬情報処理システム（RINCSⅡ）を活用し、各競馬場の出走表、オッズ、レース結果等のリアルタイム情報を協会ホームページへ発信するとともに、マスコミへ提供する。また、地全協サーバシステムを強化し、アクセス等の増加に対応する。
- (4) 地方競馬の話題及び各競馬場における出来事を積極的にニュースリリースする。
- (5) 年間の成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の全国表彰式典（NARグランプリ）を引き続き実施する。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

- (1) 馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行うとともに、きゅう務員の設置認定に関し地方競馬主催者に協力する。
- (2) 調教師、調教師補佐及び騎手の養成並びにきゅう務員等の養成及び教育については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐及び騎手について、所要の研修を行うとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場において現地指導を実施する。
- (3) 地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施実務を担当する専門職員を競馬場に派遣するほか、競馬実務担当者の研修を実施する。
- (4) ダートグレード競走等地方競馬の発展に資すると認められる競走の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し理事長賞を授与する。
- (5) (財)競馬保安協会が行う調査事業、(財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業及び(財)地方競馬共済会が行う共済事業に対し助成する。
- (6) 地方競馬主催者、きゅう舎関係者等が行う研修会等に対して講師を派遣し、又は助成する。
- (7) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。
- (8) 地方競馬教養センターの施設の有効利用を図る。
- (9) 馬主確保対策を推進する。

5. 畜産振興事業に対する補助

- (1) 畜産振興補助事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点に立ち、必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助する。
 - ① 馬（軽種馬を除く。）の登録推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入、生産奨励等の馬の改良増殖推進事業
 - ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
 - ③ 馬全般の生産、防疫及び衛生等の調査・研究・指導等に関する畜産経営合理化事業
 - ④ 馬事・畜産に関する普及啓発を推進するためのその他畜産の振興に係る事業
- (2) 事業の一層の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において、事後評価等の審議を行う。

6. 競走馬生産振興事業に対する補助

競馬施行の円滑な推進に資するため、軽種馬の生産指導、登録、衛生対策等の事業及び地方競馬をめぐる情勢の変化に対応するための競走馬の生産地における生産振興事業等について、その経費を補助する。

- ① 軽種馬の登録推進、生産育成、経営指導等の改良増殖推進事業
- ② 競走馬の生産育成地等における防疫衛生対策事業
- ③ 先駆的な軽種馬生産経営に取り組むための担い手経営の組織化等対策事業
- ④ 優良繁殖雌馬の導入、軽種馬生産経営継続者のための長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給、軽種馬の海外販路拡大に資するための流通促進及び軽種馬生産・経営指導者等の養成のための研修会の開催等経営基盤の強化対策事業等

7. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、パリ国際競馬会議等への出席、地方競馬主催者等と外国の競馬関係者との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介、各種の資料・情報の提供等を行う。

8. 監査の実施

補助事業及び助成事業の適正化と効率化を図るため、これらの事業に係る監査を実施する。なお、畜産振興補助事業にあつては、監査法人による業務監査を併せて実施する。

また、協会業務の適正かつ能率的な運営に資するための内部監査を監事監査と連携して実施するほか、事業運営の一層の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。